

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：十和田市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.9	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.8	%
全職員	76.6	%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	101.0	%
本庁課長相当職	96.1	%
本庁課長補佐相当職	99.6	%
本庁係長相当職	99.7	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
３６年以上	104.9	%
３１～３５年	98.5	%
２６～３０年	95.4	%
２１～２５年	95.7	%
１６～２０年	92.8	%
１１～１５年	95.9	%
６～１０年	93.5	%
１～５年	83.7	%

【説明欄】

- ・給与水準の低い任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合は、女性が高い。 男性 37.9%/女性 62.1%
- ・男性に支給額が多い手当がある。(主な例は以下のとおり)
 - ①扶養手当受給者割合(令和５年４月) 男性 56.7%/女性 21.6%
 - ②寒冷地手当の男女の給与の差異 72.8%
- ・人事交流により勤続年数に比し給与水準の高い職員(指導主事)が採用されている。
 - (参考)指導主事に採用となった職員を除いた場合の男女の給与の差異 勤続年数１～５年 93.4%
- ・勤続年数１～２０年において、育児休業及び部分休業を取得する女性が多いため、男女の給与の差異が生じている。
- ・会計年度任用職員において女性の平均任用月数が男性に比し短いため、男女の給与の差異に影響を与えている。
 - (参考)平均任用月数 男性 10.4月/女性 8.4月 期末手当：男女の給与の差異 79.3%

【任期の定めのない常勤職員以外の職員から除外した職員】

全体の給与の算出値に与える影響の大きさ等を考慮し、任期が短期間の者(選挙事務等)、勤務時間等が特殊な者(特別支援教育支援員、部活動指導員、宿日直員、代替看護師)、給料決定方法が特殊な者(医師、ALT)を除外した。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数１日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

※特定事業主行動計画を連名で策定した特定事業主である十和田市(市長、市議会議長、教育委員会、代表監査、選挙管理委員会、農業委員会)については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。